

串間市コミュニティバス運行管理業務仕様書

1. 串間市コミュニティバスの運行管理について

串間市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定に基づき、指定管理者により運行管理をおこなうものとします。

2. 指定管理者が行う業務の範囲

コミュニティバスにおける指定管理者の業務の範囲は次に掲げるとおりです。

- (1) コミュニティバスの運行及び設備の維持管理に関する業務
- (2) コミュニティバスの利用促進に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほかコミュニティバスの運行管理において市長が必要と認める業務

3. コミュニティバスの運行経路、運行日及び運行時刻等

(1) 運行経路

別添3「串間市コミュニティバス バスマップ」のとおり。

(2) 運行日及び運行時刻

別添1「串間市コミュニティバス運行管理基準」記載のとおり。

4. 指定管理者が行う運行管理の基準

指定管理者は、別添1「串間市コミュニティバス運行管理基準」に則って運行管理を行うものとします。

5. 損害賠償請求等への対応

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設及び設備等が使用に耐えなくなった場合、あるいは、指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の全部又は一部について賠償していただくこととなります。このため、指定管理者は、あらかじめ管理運営に関する危険負担の軽減のため、指定管理者側で必要な保険に加入するなど、必要な措置を講じなければなりません。その基準額等は次のとおりとします。

<任意保険の最低補償基準>

車両保険	原価相当額
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限

6. 業務報告書等の提出

(1) 業務報告書

毎月終了後10日以内に、次の内容を記載した業務報告書を市長に提出しなければなりません。

- ① コミュニティバスの運行管理の実施状況
- ② コミュニティバスの利用料金の収入実績
- ③ コミュニティバスの運行管理の収支状況
- ④ その他必要な事項

(2) 事業報告書

指定管理者は、毎事業年度終了後 14 日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。ただし、年度の途中において指定の取り消し又は年度末を含む期間の業務の停止を受けたときは、その取り消された日又は停止を受けた日から起算して 14 日以内に当該年度分として、同日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

- ①コミュニティバスの運行管理の実施状況
- ②コミュニティバスの利用料金の収入実績
- ③コミュニティバスの運行管理の収支状況
- ④その他必要な事項

7. 帳票・運行状況等の点検

市は、指定管理者の事務所又は関係所に随時立ち入り委託業務の遂行に関し、帳票・運行状況等を点検し、指示できるものとします。

8. 会計処理

指定管理者は、当該指定業務を明確にするために、他の業務と分けて会計帳簿を作成し管理しなければなりません。

9. 事故発生時の対応

指定管理者は業務の実施に伴い、事故等が発生した場合、直ちにその旨を市に報告し、協議のうえ誠実に事故処理業務を行わなければなりません。

10. リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別添 4「串間市コミュニティバス運行管理リスク分担表」の費用負担区分を前提とし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議で定めるものとします。

11. 運行管理業務分担

指定期間内における主な運行管理業務分担については、別添 5「串間市コミュニティバス運行管理業務分担表」の業務負担区分を前提とし、これ以外の業務に関する対応については別途協議で定めるものとします。

12. 疑義事項

本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、串間市と指定管理者で協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとします。